有害鳥獣捕獲頭数のお知らせと
狩猟期間の事故防止について

現在、市内の山間部では、イノシシなどによる農作物の被害が増加しています。このような農作物被害を抑えるため、猟友会にお願いして有害鳥獣の駆除を行っています。

今年の有害鳥獣駆除期間（5月1日～10月31日）に駆除した頭数をお知らせいたします。

イノシシ　612頭
カラス　230羽
ドバト　28羽

また、平成19年2月15日（佐賀県については、イノシシのみ3月15日まで狩猟期間延長）まで狩猟が解禁されていますので、山に入られるときは、事故防止のため次の点にご注意ください。

○目立つ服装をする。
○ラジオなどを携帯して、人がいることがわかるようにする。

■問い合わせ
産業振興課　農政係
☎75－4825

台風被害等を受けた農家の皆さまへ
農業被害対策事業のお知らせ

昨年の台風13号の直撃や、それに伴う秋雨前線による大雨、また昨年11月に発生した「ひょう」は、農作物やハウス施設、畜産、農地などに大きな被害をもたらしました。

今回の自然災害により、農作物や農業用施設に被害を受けた農家の方に対し、資材（ハウス施設、堆肥など）の購入経費に対して補助があります。

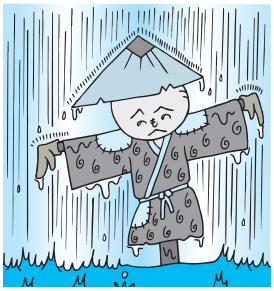

補助事業を希望される方は、各事業ごとに要件などが異なりますので、詳しくは産業振興課またはJA佐城営農経済事業所までお問い合わせください。

■問い合わせ
産業振興課　農政係
☎75－4825
（または、JA佐城営農経済事業所
☎71－2077）

皆さんのご意見を募集します
多久市国民保護計画（案）

市では武力攻撃事態・テロ等が発生した場合を想定し、市民の皆さんの生命・身体および財産の保護、安全な避難・救援を迅速に行い被害を最小限に抑えることを目的として国民保護法に基づく「多久市国民保護協議会」をこれまで2回開催し、「多久市国民保護計画（案）」を策定中です。この計画案について市民の皆さんからのご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見の概要と市の考え方は公表するとともにご意見を考慮し、よりよい計画を作り上げていくことにしています。

計画案の公表方法

多久市国民保護計画(案)は平成19年1月4日㈭より市ホームページでご覧いただけます。また市役所総務課、市民生活課および各町公民館でご覧いただけます。

なお、お寄せいただいたご意見を協議会に諮り、募集期間終了後に市ホームページ、市役所総務課、市民生活課、各町公民館で公表します。

意見募集の期間と方法

平成19年1月4日㈭～1月26日㈮

ご意見は、住所、氏名、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法によりご提出ください。

なお、お寄せいただいた方の個人情報は公表しません。

①電子メール　somu@city.taku.lg.jp
②FAX　75－2110
多久市役所総務課宛
③郵送
〒846－8501（住所不要）
多久市役所総務課　国民保護担当
④持参
多久市役所総務課または市民生活課、各町公民館へお願いします。

■問い合わせ
総務課　行政係
☎75－2112